

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	有 馬 剛 朗
同	重 田 一 政

令和5年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、2の監査結果のうち、同条に該当する事件については、監査委員 三輪 徹 を除斥しました。

- 1 政策局定期監査及び関係出資団体監査結果報告書
- 2 市民局（後期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 3 観光経済局（後期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 4 健康福祉局（後期）定期監査結果報告書
- 5 こども未来局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 6 消防局定期監査結果報告書

令和5年度 こども未来局定期監査（行政監査を含む。）及び関係指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査並びに同条第7項の規定に基づく指定管理者監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

こども未来局

こども育成部 こども総務課、こども支援課、こども家庭総合支援室
出先機関 子育て情報相談室、坊勢児童館

イ 指定管理者監査

(ア) 神姫バスグループ共同事業体（宿泊型児童館）

(イ) 社会福祉法人あいむ（広畑児童センター）

(ウ) 神姫バス・しんきエンジェルハート共同事業体（網干児童センター、安室児童センター）

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

イ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理されているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、協定書、関係諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和6年1月9日から同年3月19日まで

イ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

(ア) 神姫バスグループ共同事業体（宿泊型児童館）

令和6年2月1日から同年3月19日まで

(イ) 社会福祉法人あいむ（広畑児童センター）

令和6年2月8日から同年3月19日まで

(ウ) 神姫バス・しんきエンジェルハート共同事業体（網干児童センター、安室児童センター）

令和6年2月6日から同年3月19日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

ア 収入関係事務

(ア) 放課後児童健全育成事業受益者負担金（こども総務課）

(イ) 放課後児童クラブ傷害保険料（こども総務課）

(ウ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入（こども支援課）

(エ) 児童扶養手当返還金（こども支援課）

(オ) 児童手当返還金（こども支援課）

(カ) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金返還金（こども支援課）

(キ) 子育て短期支援事業受益者負担金（こども家庭総合支援室）

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。
早期徴収に努められたい。

(2) 指定管理者監査

ア 神姫バスグループ共同事業体（宿泊型児童館）

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

イ 社会福祉法人あいむ（広畑児童センター）

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

ウ 神姫バス・しんきエンジェルハート共同事業体（網干児童センター、安室児童センター）

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。